

## 問題提起

### 1)取材と「負託」(誠実に情報を取り扱うメディアの「義務」の存在)

・取材という不思議:メディアは「対価を与えず」情報を取得する(負託されたもの、公のもの)(→小切手ジャーナリズムは「邪道」であり「危険」)

### 2)吉田調書報道問題——朝日は「負託」に応えたか?

・人々に知らせるべき内容:この国の将来;多数の被災者

・情報提供者から負託された情報:朝日には、それを「誠実に」取り扱う義務がある(この意味でも、それは朝日の「私物」ではない)

### 3)メディアに対する疑念——NHK「問われる戦時性暴力」番組改変問題

・経緯:与党幹部の意をくんだNHK上層部が、現場介入(編集済み番組のチェック)を行い、これに関する告発を行った番組チーフ・プロデューサーが制作部門から外される(のち、退社)。また、番組に協力し取材を受けた市民団体が、改変によって自らの「期待権」を侵害されたとしてNHKに対し損害賠償を請求。

・高裁判決(東京地判 2007・1・29):「本件番組は、実際に行われた女性法廷の手続の冒頭から判決までの過程を、被害者の証言や証拠説明等を含めて客観的に概観できる形で取り上げるいわゆるドキュメンタリー番組ないしそれに準ずるような内容の番組とは、相当程度乖離したものとなっていると認められ、一審原告らの期待と信頼に反するものになっていたといわざるを得ない」(期待権の承認)

・最高裁判決(最1小判 2008・6・12):「放送事業者や制作業者と取材対象者との間に番組内容について説明する旨の合意が存するとか、取材担当者が取材対象者に番組内容を説明するとか約束したとかというような特段の事情がない限り、放送事業者や制作業者に番組の編集の段階で本件番組の趣旨、内容が変更されたことをX〔原告・被告人〕に説明すべき法的義務が認められる余地はない」(期待権を退ける)

### 4)メディアはどう見たか——「負託」が軽視されていないか?

・読売社説「「期待権」を退けた妥当な判決」(2008・6・13):「請求を退けた最高裁判決は、常識にかなった判断といえよう。…担当者の初期の狙いと番組や報道の内容が異なることは、新聞を含め、たびたびある。上司や編集幹部が、現場とは別の判断をすることも日常的だ。質の高い、バランスのとれた内容にするために手を加え、改善していくことは、むしろ欠かせない作業だ。…取材を申し込む時点で説明した内容が途中で大きく変わった場合、相手に伝えた方が望ましいこともある。だが、それはあくまで取材倫理や信義の問題だ」

・毎日社説「報道の自由に重きを置いた」(2008・6・13):「放送にとどまらず、広くメディア全般での取材の自由や報道の自由に重きを置いた判断と位置づけることができる。…取材される側の期待権が重視されれば、取材する側はその意向に縛られ、自由な報道や番組編集に支障が出かねない。…一方で、取材する側は取材相手と一定の信頼関係を築くべきであることもまた当然だ」

・朝日社説「勝訴で背負う自律の責任」(2008・6・13):「取材を受ける側の期待権の拡大解釈を防ぎ、表現や報道の自

由を守るうえで大きな意味を持つ判断である。取材された人が、報道内容について自分の期待通りでなかったからといって賠償を認められるなら、取材や報道にとって大きな制約になる。期待権は政治家や企業などが思い通りの報道をさせて世論を誘導しようとするときに悪用されかねない。…「どのような放送をするかは放送局の自律的判断」という最高裁判決はNHKに重い宿題を負わせたといえる」

・本当に「報道の自由」が守られたのか？「取材対象者」「情報提供者」(市民)の「負託」を無視したメディアの行いをあまりにも軽々しく正当化していないか？

#### 5) 記者の認識 — 日経記者「あほか」メール事件

・日経記者のメール:「取材先の「期待」に報道が従うわけないだろ」「常識を持って、ばか者」(2008年7月)

・日経の処分内容は不明

#### 6) 誤報と虚報の区別

##### 1) 再び、吉田調書——「取り消し」という衝撃(「誤報」と「虚報」)

・誤報と虚報: 誤報=マス・メディアなどが誤って、真実ではない事実を、真実として報道する行為 積極的虚報=マス・メディアが故意に、虚偽の事実を真実にみせかけて報道する行為 消極的虚報=マス・メディアなどが、故意に虚偽の事実を持ち込む者にだまされて、それを真実として報道すること

・誤報と(積極的)虚報の相違: 報道という営みに「内在する(構造的な過失として存在する)」ものであるか否か?(→ 誤報は「撲滅すればよい」ものではない)

・誠実な対応とは: 誤報の場合=「真実ではない部分」の訂正、検証 積極的虚報の場合=報道内容の取消、謝罪、検証 消極的虚報の場合=ケースバイケース

##### 2) 異常な対応

・虚報と誤報の混同: 報道倫理の基本についての無知・自殺行為

・平成の3大誤報(虚報)「戦後の3大誤報」: 誤報と虚報を明確に区別できていないメディア、ジャーナリズム学

・「東日本壊滅」という言葉まで出る重大事(大きな公共性): のちの世論、情報公開、原発政策に与えた「悪影響」

##### 3) 多くの疑念と批判に耳を貸さなかった朝日

・弁護士: 2014年9月26日「命令違反で撤退したかは解釈・評価の問題」「外形的事実において大枠で一致している」、2014年11月17日「PRCの決定には重大な疑問があり、記事の取消は行き過ぎだ」「PRCの見解は事実と推測を混同している」

・ジャーナリストら: 2014年10月27日「粘り強い取材によって、政府が秘密にしてきた情報を入手した」「そもそも処分すべき対象かどうか疑問」

##### 4) 東電への「土下座」

・「東京電力と関係者の皆様に改めておわびします」2014年9月17日朝日朝刊:「朝日新聞社は16日までに、5月20日付朝刊の「吉田調書」報道の間違いを認めて記事を取り消したことについて、東京電力を訪問して粟菱泰斗の意思をお伝えしました。…」

・朝日は何を守ろうとしているのか…？

5) PRCによる取消の追認

・よくわからない理屈:「指示の妥当性」云々を論点に、「指示が的確に伝わっていなかった可能性」を理由に(外形的事実の「正確性」を軽視)

・謎の組織、PRC:「権威者」と「権力者」による企業の「鎧」? 「第三者機関」なのか?

6) 右派からの攻勢、同業他社の攻撃、存立危機事態?

・朝日:「吉田証言」「池上コラム」…上層部(社長)の判断ミスで危機に(→「存亡の危機」が情報の私物化、恣意的利用を生む?)

・「敵失」を商売に利用する各紙

・これがこの国の「公器」の姿か?

1) 必要な「取り消しの撤回」と「再検証」

・経営と編集の分離?:「経営陣は、記事や論説の公正さを担保するため、「編集の独立」を尊重し、原則としてその内容に介入することはありません。記事や論説の内容に関与するのは、経営に重大な影響を及ぼす事態であると判断した場合に限ります」(「ともに考え、ともにつくるメディアへ:朝日新聞社 信頼回復と再生のための行動計画」)(朝日新聞2015・1・6朝刊)

・公共性を取り戻す(獲得する)ために:「編集」が吉田調書問題の「再検証」「取消しの取消し」のために声を上げることが必須

2) 内部文書の不正な暴露?(取材資料の目的外使用?)

・倫理的ルールの存在理由は?:「情報源の保護」と「情報提供先としての信頼感の醸成」

・ワセダクロニクル「葬られた原発報道」削除要求:いずれの利益でも正当化できない

・取材・報道過程の開示:だとすると「取材・報道過程の開示」こそが求められる(本来、朝日が自らやるべきこと)

4) 情報の私物化と、公共性の自己否定(「公」より「私」)——原点回帰?

・情報の私物化(「私権」をふりかざす警告):「経営に重大な影響をもたらす場合」には例外的に「私物化」してもいいのか? ;誰が、何のために朝日に情報提供するのか?(情報提供者の背後には無数の「被害者」がいる;情報は「公」のもの)

・願みれば…:終戦後、「社員の生活のため」を正当化理由に存続した新聞(その「贖罪」は紙面の「公共性」を貫徹すること以外にない)

5) 「公器」でなくなった新聞は

・一般人との紐帯が失われた:第一が「自己保全」である組織に公共性はあるか? 一般人は情報を負託するか?

・公的保護の理由が失われた:さまざまな制度上・事実上の「特権」「便宜」は正当化できるか?

以上